

(意見書案第8号)

「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律（仮称）」について慎重な検討を求める意見書

現在、国会議員による超党派の議員連盟が、国会での成立を目指している「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律（仮称）」は、父母の離婚等の後においても、子が父母と継続的な関係を持ち、その愛情を受けることが、子の健全な成長及び人格形成には重要とし、離婚等によって子どもと離れて暮らしている親（非監護親）と子の関係維持の促進を図ることを目的としたものである。

一方で、DV（配偶者からの暴力）や虐待にさらされている親子にとっての別居や離婚は、自分自身と子どもの身の安全を守るための、やむにやまれぬ最後の手段であり、実際には、加害者に居所を知られないよう細心の注意を払いながら「逃げ隠れ」の生活をしているというのが現状である。

今回の「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律（仮称）」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に矛盾している内容が含まれているものである。

非監護親と子の交流に問題がないと認められる場合は、子と父母が継続的な関係を保つことが望ましいが、DVや虐待などの事情がある場合には、本法案の条文にある「特別の配慮」の具体的内容を明確化するなどの配慮が必要である。

よって、国においては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、子の最善の利益確保に向け、必要な法整備について慎重に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛